運輸省告示第五百七十五号・平成二年十一月二十二日
国土交通省告示第四十九号・平成二十六年三月三十一日
（平成二十六年四月一日施行）

標準貨物自動車運送約款

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送契約
　第一節　通則（第三条―第五条）
　第二節　引受け（第六条―第十七条）
　第三節　貨物の受取及び引渡し（第十八条―第二十六条）
　第四節　指図（第二十七条・第二十八条）
　第五節　事故（第二十九条・第三十一条）
　第六節　運賃及び料金（第三十二条―第三十五条）
　第七節　責任（第三十六条―第三十八条）
　第八節　運送賠償額（第三十九条―第四十五条）
第三章　附帯業務（第四十六条―第四十九条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当店は、貨物の運送に関する取次ぎを行います。

（適用範囲）

第二条　当店の締結する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送契約

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の順序）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、鮮敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送地期間　貨物を受け取った日を含め一日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　集配期間　集荷及び配達をする場合にあっては各一日

2　前項の規定による引渡期間の端数は、貨物の引渡しがあったときは、これを切り捨てます。

第二節　引受け

（貨物の運輸方法及び運賃の管理）

第六条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の運送の申込者に対し、貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることがあります。

2　申込者が当店に対し、貨物の種類及び性質につき申告を行ったときは、当店は、前項の場合において貨物の種類及び性質に関し、申込者の同意を得て、その運賃の上、いくらを加算することがあります。

3　当店は、前項の規定により加算をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明告したところと異ならないときは、これをあらためて加算をしません。

4　当店は、貨物の種類及び性質が申込者の明告したところと異なるときは、第一項の規定により加算をした場合において、申込者に対し、その差額の支払を請求します。

（引受禁止貨物）

第七条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の申込みを引き受けないことがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による明告をせず、又は虚偽の申告をしたとき。

三　同条第二項の規定による加算をしないとき。

四　当該運送に関して当該貨物について法令の限りでない者から特別の負担を求められたとき。

五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運送の引受禁止）

第八条　前条第一項の規定により、当店の輸送施設の状況、運送の季節、運送の時期その他その貨物の運送に関し必要な事項を制限しなかった場合は、荷送人にとって最も有利と認められる方法によって、当該貨物を運送します。

2　当店は、前項の場合において貨物の運送の申込みを受けたときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（荷造り）

第九条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送に適するように荷造りを行います。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを求めます。

3　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に及ぼす損害を予見することができないときは、その荷造りを引き受けることがあります。

（引受拒絶）

第十条　荷送人が、申込者に対し運送に関する重要な事項について虚偽の申告をしたときは、当店は、その申込者の申込みを拒絶することがあります。

（運送引受の保留）

第十一条　当店は、貨物の運送の引受けに際し、荷送人に対し、その貨物の運送に関し、法令の規定により必要な証明書類の提出を求めることがあります。

2　当店は、前項の証明書類の提出がないときは、その貨物の運送の引受けを保留することがあります。

（荷送人の損害賠償）

第十二条　荷送人は、貨物の引渡しの前後を問わず、その貨物の欠陥又はその貨物の運送に関し当店に損害を与えたときは、当店に対しその損害を賠償しなければなりません。ただし、荷送人がその貨物の運送に関し当店に与えた損害が荷送人の責めに帰すべき事由によるものでないことを証明したときは、この限りでありません。

（荷送人の通知義務）

第十三条　荷送人は、貨物の性質又は当該貨物の運送に関し当店が特別の注意を必要とする事項を知ったときは、当店に対しその旨を通知しなければなりません。

（危険品等の処分）

第十四条　当店は、前条の規定による通知がなかった場合又は通知があった場合であっても、その貨物が爆発性、発火性その他運送上の危険を生ずるおそれがあると認めるときは、その貨物について、必要に応じ、いつでもその荷送人に対し通知することなく、その貨物の運送を拒絶し、又はその貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を処分したときは、荷送人に対し遅滞なくその旨を通知します。

（運送引受の拒絶）

第十五条　荷送人は、暴動、騒擾その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、店頭に掲示する場合を除き、これらの事実があらかじめ明らかでない箇所に記載しなければなりません。

（運送営業所）

第十六条　当店は、運送の引受けをする営業所（以下「営業所」という。）を定め、店頭に掲示します。

2　当店は、前項の営業所を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の順序）

第十七条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、鮮敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

第三節　積込み及び取卸し

（積込み及び取卸し）

第十八条　貨物の積込み又は取卸しは、当店の責任において行います。

2　これを行います。

3　シート、ロープ、梱包、台木、充てん物その他の積付用品は、通常使用物品の範囲において当店が用意するものとします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの場所）

第十九条　貨物は、運送状に記載され、又は明告された発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から受け取り、又は前号に記載され、又は明告された着地において着荷人又はその指定する者に貨物を引き渡します。

（管理者等に対する引渡し）

第二十条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対して貨物の引渡しをします。

一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、雇傭者又はこれに準ずる者

二　転運、転送等、引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

第二十一条　当店は、次の各号に掲げる場合には、貨物を留置して引渡しをしないことがあります。

一　運賃、料金等（「運賃、料金等」という。）の額が確定しないとき。

二　荷送人又は荷受人が運賃、料金等の支払をしないとき。

三　荷送人又は荷受人が当店に対して負担する債務があるとき。

2　当店は、前項の規定により貨物を留置したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（危険品等の処分）

第二十二条　当店は、荷送人が第十四条第一項の規定による通知をしなかった場合又は通知があった場合であっても、その貨物について、必要に応じ、いつでもその荷送人に対し通知することなく、その貨物の運送を拒絶し、又はその貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を処分したときは、荷送人に対し遅滞なくその旨を通知します。

（荷受人の通知義務）

第二十三条　荷受人又は貨物引換証の所持人は、当店に対し貨物に対し滅失若しくは損傷があることを知ったとき、又は貨物の運送に関し荷送人の責任となる事由があることを知ったときは、遅滞なくその旨を当店に通知しなければなりません。

（荷受人の貨物引取義務）

第二十四条　荷受人は、貨物の到着後、当店から貨物の引取りの請求があったときは、遅滞なくその貨物を引き取らなければなりません。

2　荷受人が前項の規定により貨物を引き取ったときは、当店に対し、その貨物の運賃、料金等を支払わなければなりません。

（荷受人の貨物引渡義務）

第二十五条　当店は、荷受人が貨物の引渡しを受けるまでは、荷送人から貨物の返還又は処分の請求があっても、これに応じません。

2　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する当店の責任は、消滅します。ただし、貨物に滅失又は損傷があり、荷受人が引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対しその通知を発したときは、この限りでありません。

（荷受人の貨物検査）

第二十六条　荷受人は、貨物の引渡しを受けるに際し、その貨物の滅失又は損傷の有無を検査することができます。

第五節　指図

（指図）

第二十七条　荷送人は、貨物の引渡しについて、当店に対し、荷受人を変更する指図をすることができます。

2　前項の指図は、当店が荷送人に対し貨物の引渡しをした後は、これをすることができません。

（指図書）

第二十八条　荷送人が前条第一項の指図をしようとするときは、当店所定の指図書を当店に提出しなければなりません。

2　前項の指図書には、荷送人の氏名又は商号及び住所を記載しなければなりません。

第六節　事故

（事故の際の措置）

第二十九条　当店は、次の場合には、運送状、貨物引換証の所持人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

一　貨物の著しい滅失、き損その他の損害を発見したとき。

二　当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき。

三　相当の期間内に運送を中断せざるを得ないとき。

2　当店は、前項各号の場合において、指図をもらいとまがないときは、荷送人又は貨物引換証の所持人の利益のために、当店の最善と認める方法によって、その貨物の運送を中止若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3　第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（危険品等の処分）

第三十条　当店は、第十五条の規定による明告及び同条第二項の規定による通知がなかった場合であって、荷送人又は貨物引換証の所持人が、貨物の種類及びその性質上の危険を生ずるおそれがあると認めるときは、荷送人又は貨物引換証の所持人が直ちにその貨物について必要に応じ、いつでもその荷送人又は貨物引換証の所持人に対し通知することなく、その貨物の運送を拒絶し、又はその貨物を荷送人の費用で処分することがあります。

2　前項の規定により貨物を処分したときは、荷送人又は貨物引換証の所持人に対し遅滞なくその旨を通知します。

（運送賠償額又は利用運送）

第三十一条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物の全部又は一部について、自ら運送することに代えて、他の運送事業者が行う運送若しくは他の貨物自動車運送事業者の運送を利用して運送することがあります。

第七節　運賃及び料金

（運賃及び料金）

第三十二条　運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　個人を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十三条　当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人の信用その他の事情により、運賃、料金等の全部又は一部を貨物の引渡しを受けた後に収受することがあります。

3　当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から収受することがあります。

（重複運賃の二）

第三十三条の二　当店は、次の各号に掲げる場合には、荷送人又は荷受人に対し、それぞれ当該各号に掲げる運賃を重複して収受することがあります。

一　貨物の滅失又は損傷が運送の後、荷受人に引き渡された後に発見された場合　荷受人

二　貨物の滅失又は損傷が運送の後、荷受人に引き渡される前に発見された場合　荷送人

（運賃、料金等の払戻し）

第三十四条　当店は、既に収受した運賃、料金等の全部又は一部を荷送人に払い戻しません。

2　当店は、次の各号の一に該当する場合には、荷送人の請求により、既に収受した運賃、料金等の全部又は一部を払い戻します。

一　貨物の滅失又は損傷により、運賃、料金等の全部又は一部を収受する必要がなくなったとき。

二　当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき。

三　当店の責めに帰すべき事由により、貨物の引渡しが引渡期間内にされなかったとき。

（運賃請求権）

第三十五条　当店は、貨物の全部又は一部を引き渡すことができなくなったときは、既に運賃、料金等を収受しているときを除き、荷送人に対し、運賃、料金等の全部又は一部を請求することができます。

2　当店は、前項の場合において、既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。

第八節　責任

（責任の特別消滅事由）

第三十六条　当店の責任の一部滅失又は損傷については、荷受人が当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

2　前項の規定は、当店に悪意があった場合には、これを適用しません。

（損害賠償の額）

第三十七条　貨物の滅失又は損傷があった場合の損害賠償の額は、これを引き渡すべきであった日の到達地の価額によって定めます。

2　前項の貨物の滅失又は損傷があった場合の損害賠償の額は、これを引き渡すべきであった日における引き渡された貨物の到達地の価額の差額に相当する金額によって定めます。

3　前二項の規定にかかわらず、貨物の滅失又は損傷について特別の事情があるときは、当店は、荷送人があらかじめ当該特別の事情を通知していた場合に限り、その通知していた額を限度として賠償の責に任じます。

（賠償額の算定）

第三十八条　貨物の滅失又は損傷があった場合において、荷送人又は荷受人が当該貨物について既に収受した運賃、料金等があるときは、当店は、前条第一項又は第二項の規定により算定した賠償の額から、その運賃、料金等の額を控除します。

2　貨物の滅失又は損傷があった場合において、当店が当該貨物について運賃、料金等を収受しないこととしたときは、当店は、前条第一項又は第二項の規定により算定した賠償の額から、その運賃、料金等の額を控除します。

（運送賠償額）

第三十九条　当店は、貨物の滅失又は損傷があった場合において、荷送人が当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、当店は、前条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該貨物の滅失又は損傷について賠償の責に任じません。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送賠償額の特則）

第四十条　当店は、貨物の滅失又は損傷があった場合において、荷送人が当該貨物の運送に関し当店に損害を与えたときは、当店は、荷送人がその損害を賠償しなければなりません。

2　前項の場合において、当店が荷送人に対し損害賠償の請求があったときは、荷送人は、当店に対し、その貨物の運送に関し当店に損害を与えたことを証明しなければなりません。

（免責）

第四十一条　当店は、次の事由による貨物の滅失、き損、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然の消耗、蒸発又は減量

二　当該貨物の性質若しくは瑕疵又は荷送人若しくは荷受人の故意若しくは過失による爆発、もれ、かび、腐敗、変色、さび又はその他これらに類似する事由

三　同盟罷業、怠業、暴動、騒擾、戦争その他の事変又は運送の安全を妨げる社会的異変

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六　差押え又は第三者の権利の主張に基づく運送の差止め、開封、没収

七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特則）

第四十二条　高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を明告しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第四十三条　当店の貨物の一部滅失又は損傷について異議なく貨物の引渡しを受けた場合において、荷受人が当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送契約数等の適用）

第四十四条　運送運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送について、その事業者に適用される運送約款又は定めるところにより、その運送事業者の行う運送契約数等の適用をします。

（損害賠償請求）

第四十五条　当店は、荷送人又は荷受人から貨物の滅失、き損、延着その他の損害賠償の請求を受けたときは、遅滞なくこれを調査しなければなりません。

2　前項の調査については、荷送人又は荷受人は、当店に対し、その調査に必要な協力をしなければなりません。

（運送状等の記載の不完全等の責任）

第四十六条　荷送人の申告が不実又は不正確であったために生じた損害については、荷送人がその責任を負います。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第四十七条　当店は、次の事由による貨物の滅失、延着又は損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然の消耗、蒸発又は減量

二　当該貨物の性質若しくは瑕疵又は荷送人若しくは荷受人の故意若しくは過失による爆発、もれ、かび、腐敗、変色、さび又はその他これらに類似する事由

三　同盟罷業、怠業、暴動、騒擾、戦争その他の事変又は運送の安全を妨げる社会的異変

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六　差押え又は第三者の権利の主張に基づく運送の差止め、開封、没収

七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特則）

第四十八条　高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を明告しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第四十九条　当店の貨物の一部滅失又は損傷について異議なく貨物の引渡しを受けた場合において、荷受人が当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送契約数等の適用）

第五十条　運送運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送について、その事業者に適用される運送約款又は定めるところにより、その運送事業者の行う運送契約数等の適用をします。

（引渡期間）

第五十一条　運送運輸の場合の引渡期間は、その運送約款又は運送に関する規定によります。

（運送賠償額）

第五十二条　運送運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに引渡期間に、その運送事業者の行う運送区間に対する運送賠償額を加算した額とします。

2　前項の運送賠償額は、貨物の滅失又は損傷があった場合において、当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送状等の記載の不完全等の責任）

第五十三条　荷送人の申告が不実又は不正確であったために生じた損害については、荷送人がその責任を負います。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第五十四条　当店は、次の事由による貨物の滅失、延着又は損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然の消耗、蒸発又は減量

二　当該貨物の性質若しくは瑕疵又は荷送人若しくは荷受人の故意若しくは過失による爆発、もれ、かび、腐敗、変色、さび又はその他これらに類似する事由

三　同盟罷業、怠業、暴動、騒擾、戦争その他の事変又は運送の安全を妨げる社会的異変

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六　差押え又は第三者の権利の主張に基づく運送の差止め、開封、没収

七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特則）

第五十五条　高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を明告しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第五十六条　当店の貨物の一部滅失又は損傷について異議なく貨物の引渡しを受けた場合において、荷受人が当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送契約数等の適用）

第五十七条　運送運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送について、その事業者に適用される運送約款又は定めるところにより、その運送事業者の行う運送契約数等の適用をします。

（引渡期間）

第五十八条　運送運輸の場合の引渡期間は、その運送約款又は運送に関する規定によります。

（運送賠償額）

第五十九条　運送運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに引渡期間に、その運送事業者の行う運送区間に対する運送賠償額を加算した額とします。

2　前項の運送賠償額は、貨物の滅失又は損傷があった場合において、当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送状等の記載の不完全等の責任）

第六十条　荷送人の申告が不実又は不正確であったために生じた損害については、荷送人がその責任を負います。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第六十一条　当店は、次の事由による貨物の滅失、延着又は損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然の消耗、蒸発又は減量

二　当該貨物の性質若しくは瑕疵又は荷送人若しくは荷受人の故意若しくは過失による爆発、もれ、かび、腐敗、変色、さび又はその他これらに類似する事由

三　同盟罷業、怠業、暴動、騒擾、戦争その他の事変又は運送の安全を妨げる社会的異変

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六　差押え又は第三者の権利の主張に基づく運送の差止め、開封、没収

七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特則）

第六十二条　高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を明告しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第六十三条　当店の貨物の一部滅失又は損傷について異議なく貨物の引渡しを受けた場合において、荷受人が当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送契約数等の適用）

第六十四条　運送運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送について、その事業者に適用される運送約款又は定めるところにより、その運送事業者の行う運送契約数等の適用をします。

（引渡期間）

第六十五条　運送運輸の場合の引渡期間は、その運送約款又は運送に関する規定によります。

（運送賠償額）

第六十六条　運送運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに引渡期間に、その運送事業者の行う運送区間に対する運送賠償額を加算した額とします。

2　前項の運送賠償額は、貨物の滅失又は損傷があった場合において、当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送状等の記載の不完全等の責任）

第六十七条　荷送人の申告が不実又は不正確であったために生じた損害については、荷送人がその責任を負います。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第六十八条　当店は、次の事由による貨物の滅失、延着又は損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然の消耗、蒸発又は減量

二　当該貨物の性質若しくは瑕疵又は荷送人若しくは荷受人の故意若しくは過失による爆発、もれ、かび、腐敗、変色、さび又はその他これらに類似する事由

三　同盟罷業、怠業、暴動、騒擾、戦争その他の事変又は運送の安全を妨げる社会的異変

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六　差押え又は第三者の権利の主張に基づく運送の差止め、開封、没収

七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特則）

第六十九条　高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を明告しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第七十条　当店の貨物の一部滅失又は損傷について異議なく貨物の引渡しを受けた場合において、荷受人が当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送賠償額）

第七十一条　運送運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに引渡期間に、その運送事業者の行う運送区間に対する運送賠償額を加算した額とします。

2　前項の運送賠償額は、貨物の滅失又は損傷があった場合において、当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送状等の記載の不完全等の責任）

第七十二条　荷送人の申告が不実又は不正確であったために生じた損害については、荷送人がその責任を負います。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第七十三条　当店は、次の事由による貨物の滅失、延着又は損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然の消耗、蒸発又は減量

二　当該貨物の性質若しくは瑕疵又は荷送人若しくは荷受人の故意若しくは過失による爆発、もれ、かび、腐敗、変色、さび又はその他これらに類似する事由

三　同盟罷業、怠業、暴動、騒擾、戦争その他の事変又は運送の安全を妨げる社会的異変

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六　差押え又は第三者の権利の主張に基づく運送の差止め、開封、没収

七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特則）

第七十四条　高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を明告しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第七十五条　当店の貨物の一部滅失又は損傷について異議なく貨物の引渡しを受けた場合において、荷受人が当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送契約数等の適用）

第七十六条　運送運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送について、その事業者に適用される運送約款又は定めるところにより、その運送事業者の行う運送契約数等の適用をします。

（引渡期間）

第七十七条　運送運輸の場合の引渡期間は、その運送約款又は運送に関する規定によります。

（運送賠償額）

第七十八条　運送運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに引渡期間に、その運送事業者の行う運送区間に対する運送賠償額を加算した額とします。

2　前項の運送賠償額は、貨物の滅失又は損傷があった場合において、当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送状等の記載の不完全等の責任）

第七十九条　荷送人の申告が不実又は不正確であったために生じた損害については、荷送人がその責任を負います。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第八十条　当店は、次の事由による貨物の滅失、延着又は損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然の消耗、蒸発又は減量

二　当該貨物の性質若しくは瑕疵又は荷送人若しくは荷受人の故意若しくは過失による爆発、もれ、かび、腐敗、変色、さび又はその他これらに類似する事由

三　同盟罷業、怠業、暴動、騒擾、戦争その他の事変又は運送の安全を妨げる社会的異変

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六　差押え又は第三者の権利の主張に基づく運送の差止め、開封、没収

七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特則）

第八十一条　高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を明告しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第八十二条　当店の貨物の一部滅失又は損傷について異議なく貨物の引渡しを受けた場合において、荷受人が当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送契約数等の適用）

第八十三条　運送運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送について、その事業者に適用される運送約款又は定めるところにより、その運送事業者の行う運送契約数等の適用をします。

（引渡期間）

第八十四条　運送運輸の場合の引渡期間は、その運送約款又は運送に関する規定によります。

（運送賠償額）

第八十五条　運送運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに引渡期間に、その運送事業者の行う運送区間に対する運送賠償額を加算した額とします。

2　前項の運送賠償額は、貨物の滅失又は損傷があった場合において、当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送状等の記載の不完全等の責任）

第八十六条　荷送人の申告が不実又は不正確であったために生じた損害については、荷送人がその責任を負います。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第八十七条　当店は、次の事由による貨物の滅失、延着又は損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然の消耗、蒸発又は減量

二　当該貨物の性質若しくは瑕疵又は荷送人若しくは荷受人の故意若しくは過失による爆発、もれ、かび、腐敗、変色、さび又はその他これらに類似する事由

三　同盟罷業、怠業、暴動、騒擾、戦争その他の事変又は運送の安全を妨げる社会的異変

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六　差押え又は第三者の権利の主張に基づく運送の差止め、開封、没収

七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特則）

第八十八条　高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を明告しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第八十九条　当店の貨物の一部滅失又は損傷について異議なく貨物の引渡しを受けた場合において、荷受人が当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送契約数等の適用）

第九十条　運送運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送について、その事業者に適用される運送約款又は定めるところにより、その運送事業者の行う運送契約数等の適用をします。

（引渡期間）

第九十一条　運送運輸の場合の引渡期間は、その運送約款又は運送に関する規定によります。

（運送賠償額）

第九十二条　運送運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに引渡期間に、その運送事業者の行う運送区間に対する運送賠償額を加算した額とします。

2　前項の運送賠償額は、貨物の滅失又は損傷があった場合において、当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送状等の記載の不完全等の責任）

第九十三条　荷送人の申告が不実又は不正確であったために生じた損害については、荷送人がその責任を負います。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第九十四条　当店は、次の事由による貨物の滅失、延着又は損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然の消耗、蒸発又は減量

二　当該貨物の性質若しくは瑕疵又は荷送人若しくは荷受人の故意若しくは過失による爆発、もれ、かび、腐敗、変色、さび又はその他これらに類似する事由

三　同盟罷業、怠業、暴動、騒擾、戦争その他の事変又は運送の安全を妨げる社会的異変

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六　差押え又は第三者の権利の主張に基づく運送の差止め、開封、没収

七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特則）

第九十五条　高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を明告しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第九十六条　当店の貨物の一部滅失又は損傷について異議なく貨物の引渡しを受けた場合において、荷受人が当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送契約数等の適用）

第九十七条　運送運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送について、その事業者に適用される運送約款又は定めるところにより、その運送事業者の行う運送契約数等の適用をします。

（引渡期間）

第九十八条　運送運輸の場合の引渡期間は、その運送約款又は運送に関する規定によります。

（運送賠償額）

第九十九条　運送運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに引渡期間に、その運送事業者の行う運送区間に対する運送賠償額を加算した額とします。

2　前項の運送賠償額は、貨物の滅失又は損傷があった場合において、当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送状等の記載の不完全等の責任）

第百条　荷送人の申告が不実又は不正確であったために生じた損害については、荷送人がその責任を負います。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第百一条　当店は、次の事由による貨物の滅失、延着又は損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然の消耗、蒸発又は減量

二　当該貨物の性質若しくは瑕疵又は荷送人若しくは荷受人の故意若しくは過失による爆発、もれ、かび、腐敗、変色、さび又はその他これらに類似する事由

三　同盟罷業、怠業、暴動、騒擾、戦争その他の事変又は運送の安全を妨げる社会的異変

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六　差押え又は第三者の権利の主張に基づく運送の差止め、開封、没収

七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特則）

第百二条　高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を明告しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第百三条　当店の貨物の一部滅失又は損傷について異議なく貨物の引渡しを受けた場合において、荷受人が当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送契約数等の適用）

第百四条　運送運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送について、その事業者に適用される運送約款又は定めるところにより、その運送事業者の行う運送契約数等の適用をします。

（引渡期間）

第百五条　運送運輸の場合の引渡期間は、その運送約款又は運送に関する規定によります。

（運送賠償額）

第百六条　運送運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに引渡期間に、その運送事業者の行う運送区間に対する運送賠償額を加算した額とします。

2　前項の運送賠償額は、貨物の滅失又は損傷があった場合において、当該貨物の引渡しを受けた日から二週間以内に当店に対してその通知を発しないときは、その責任は、消滅します。ただし、当店に悪意があった場合には、この限りでありません。

（運送状等の記載の不完全等の責任）

第百七条　荷送人の申告が不実又は不正確であったために生じた損害については、荷送人がその責任を負います。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第百八条　当店は、次の事由による貨物の滅失、延着又は損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然の消耗、蒸発又は減量

二　当該貨物の性質若しくは瑕疵又は荷送人若しくは荷受人の故意若しくは過失による爆発、もれ、かび、腐敗、変色、さび又はその他これらに類似する事由

三　同盟罷業、怠業、暴動、騒擾、戦争その他の事変又は運送の安全を妨げる社会的異変

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六　差押え又は第三者の